

市第 117 号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「その他の」を「その他」に改め、同項第 3 号ア中「として令」を「として地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「平成24年 4 月改正前の令」という。）」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号」を「平成24年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 1 号」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号（ 」を「平成24年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 2 号（ 」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号（ 」を「平成24年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号（ 」に改め、同項第 4 号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条第 2 項中「認められる者」の次に「（以下「単身生活困難者」という。）」を加え、同項第 2 号中「程度が」の次に「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第 103 号）第 1 条の規定による改正前の」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、入居の申込みをした者が単身生活困難者に該当するか

どうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 5 市長は、入居の申込みをした者が単身生活困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村等に意見を求めることができる。

第 8 条第 2 項中「掲げる者」の次に「（単身生活困難者を除く。）」を加える。

第 17 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第 1 項第 1 号に規定する金額については、同号の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項第 3 号に規定する金額とする。

第 34 条第 1 項中「額が」の次に「平成 24 年 4 月改正前の」を加える。

第 36 条第 2 項中「以下で、」の次に「平成 24 年 4 月改正前の」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市営住宅条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（入居者の資格）

第 7 条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（第 1 号省略）

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<sup>その他</sup><sub>その他の</sub>婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の場合<sup>として地域の</sup><sub>として令</sub>  
自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「平成 24 年 4 月改正前の令」という。）第 6 条第 4 項に定める場合 平成 24 年 4 月改正令第 6 条第 5 項第 1 号（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）附則第 4 条に規定する者にあつては、改正令による改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号）に掲げる金額

イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和

37 年法律第 150 号 ) 第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 2 号 ( 改正令附則第 4 条に規定 5 項第 2 号 )

する者にあつては、旧令第 6 条第 5 項第 2 号 ) に掲げる金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号 ( 改正令附則第 4 条に規定する者にあ (

つては、旧令第 6 条第 5 項第 3 号 ) に掲げる金額

- (4) 現に住宅に困窮していることが 明らか であること。  
明らかな者

( 第 5 号省略 )

- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者 ( 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者 ( 以下「単身生活困難者 という。 ) ) を除く。 ) は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

( 第 1 号省略 )

- (2) 障害者基本法 ( 昭和 45 年法律第 84 号 ) 第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 ( 平成 23 年国土交通省令第 10 3 号 ) 第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行規則第 24 条 に定める程度であるもの

( 第 3 号から第 9 号まで及び第 3 項省略 )

4 市長は、入居の申込みをした者が単身生活困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

5 市長は、入居の申込みをした者が単身生活困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村等に意見を求めることができる。

( 入居者資格の特例 )

第8条 ( 第1項省略 )

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号( 同条第2項各号に掲げる者 ( 単身生活困難者を除く。 ) ) にあっては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで) に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

( 第3項省略 )

( 同居の承認 )

第17条 ( 第1項及び第2項省略 )

3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準その他必要な事項については、公営住宅法施行規則第10条の規定に定めるもののほか、規則で定める。 この場合において、同条第1項第1号に規定する金額については、同号の規定にかかわらず、第7条第1項第3号に規定する金額とする。

( 収入超過者等に関する認定 )

第34条 市長は、毎年度、第21条第1項の規定により認定した入居

者の収入の額が平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項（改正令附則第 5 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における収入にあっては、旧令第 6 条第 5 項）に定める場合に依りてその金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（収入超過者に対する使用料）

第 36 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の使用料の算出は、近傍同種の住宅の家賃以下で、平成 24 年 4 月改正前の令第 8 条第 2 項（改正令附則第 5 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における使用料にあっては、旧令第 8 条第 2 項）の規定により算出する。

（第 3 項省略）